

「ワーク・ライフ・バランス」



の支援制度



仕事と暮らしを充実させよう

Work ♥ Life

ワーク・ライフ・バランスとは？

仕事と生活の調和。働きながら家庭や地域生活などの私生活も充実させられるよう、職場や社会環境を整えることです。



SABAE CITY

鯖江市

<https://www.city.sabae.fukui.jp/>

鯖江市の「ワーク・ライフ・バランス」に関する支援制度

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、家事・育児、近隣とのつきあいなどの生活も日々の暮らしに欠かすことがないものであり、その充実があつてこそ、生きがい、喜びは倍増します。しかし、現実の社会には、



- ・ 働き続けることが難しい
- ・ 育児休業が取りづらい
- ・ 男性の育児休業取得が進まない
- ・ 子育て中も仕事がしたい
- ・ 仕事と老親の介護との両立に悩んでいる など

仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

これらが、働く人の将来への不安や、豊かさが実感できない大きな要因となり、社会の活力の低下や少子化・人口減少などにまで繋がっているとと言えます。

働きやすい環境を整え、性別に関係なく充実した人生を送るためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することが重要です。

鯖江市では、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが進み、個人のやる気が企業や地域の発展につながるよう支援しています。ぜひ、ご活用ください。

社員が働き続けやすい職場環境の創出を支援します。

① 多様な働き方導入推進事業補助金

在宅勤務や時短勤務に加え、社員が働き続けやすい環境整備の一部を助成します。

【対象】 鯖江市内の中小企業

【助成金額】 1事業所あたり上限30万円

【助成率】 3/4以内

【対象経費】 委託料、報償費、使用料および賃借料

【活用例】 育児休暇等の就業規則整備

安心して育児休業を取得できる職場環境の創出を支援します。

② 鯖江市育児休業代替要員確保支援助成金

国の制度である「両立支援等助成金(育児休業等支援コース(代替要員確保時))」の支給決定を受けた事業主が、市内事業所に育児休業の代替要員を雇用すると助成金を交付します。

【対象】 鯖江市内に事業所を有する事業主 ※ 鯖江市産業環境部商工観光課にお問合せください。

【助成金額】 育児休業取得者1人につき15万円

※ 事業主には、国の助成金+鯖江市育児休業代替要員確保支援助成金15万円が支給されます。

【国の「両立支援等助成金(育児休業等支援コース(代替要員確保時))」制度について】

<主な支給要件>

- ・ 中小企業事業主であること。
- ・ 育児休業取得者を育児休業終了後、原職(休業前と同じ職)等に復帰させる旨を就業規則等に規定していること。
- ・ 育児休業取得者の代替要員を新たに確保したこと。
- ・ 雇用する労働者に3ヶ月以上の育児休業を取得させ、就業規則等により原職(休業前と同じ職)等に復帰させて、引き続き雇用保険の被保険者として、6ヶ月以上雇用していること。
- ・ 一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出するとともに、従業員に周知していること。 など

※ 詳しくは、福井労働局雇用環境・均等室にお問合せください。

「福井春山合同庁舎」福井市春山1丁目1-54 TEL 0776-22-3947

【申請スケジュール】 例:従業員の育児休業開始日が8月1日の場合(育児休業取得期間3ヶ月)

国 助 成 金 の 申 請	8月1日 育児休業取得開始日	11月1日 育児休業終了日の翌日 (育児休業者が復職)	5月1日	6月30日	国の決定を受けた上で 市助成金の申請
	育児休業3ヶ月以上	復職後6ヶ月経過	国助成金支給申請期間		
	代替要員確保3ヶ月以上		2ヶ月以内		国助成金支給決定後60日以内に市助成金申請

男性の育児休業を促進する職場環境の創出を支援します。

③ 鯖江市男性育児休業取得促進支援助成金

国の制度である「両立支援等助成金(出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金))」の支給決定を受けた事業主の方に助成金を交付します。

【対象】 鯖江市内に事業所を有する事業主 ※ 鯖江市産業環境部商工観光課にお問合せください。

【助成金額】 育児休業取得者1人につき15万円

※ 事業主には、国の助成金+鯖江市男性育児休業取得促進支援助成金15万円が支給されます。

【国の「両立支援等助成金(出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金))」制度について】

<主な支給要件>

- ・ 育児休業取得者を育児休業終了後、原職(休業前と同じ職)等に復帰させる旨の取扱いを労働協約又は就業規則に規定していること。
- ・ 雇用保険の被保険者として雇用している男性労働者に、子の出生後8週間以内に開始する、連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業を取得させたこと。
- ・ 一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出するとともに、従業員に周知していること。 など

※ 詳しくは、福井労働局雇用環境・均等室にお問合せください。

「福井春山合同庁舎」福井市春山1丁目1-54 TEL 0776-22-3947

安心して子どもを育てることができる職場環境の創出を支援します。

④ 鯖江市育児短時間勤務支援事業助成金

就業規則等で制度化されている育児短時間勤務制度に従業員に1ヶ月以上利用させた事業主の方に助成金を交付します。

【対象】 鯖江市内に事業所を有する中小企業事業主（従業員が100人以下）

【給付要件】 就業規則により制度化している育児短時間勤務制度の利用を希望した従業員に連続して1ヶ月以上制度を利用させ、該当制度を1ヶ月利用した翌日から引き続き1ヶ月以上該当従業員を雇用している事業主であること。

※ 就業規定の制度化…3歳未満の子を養育する従業員の制度化（義務）がされていれば対象とする（子育て期の労働者として、国の制度に準じて、小学校3年生終了までの子どもを養育する労働者を対象とする。）

【助成金額】 1事業者あたり10万円（年度1回限り）

【申請時期】 短時間勤務制度を連続して1ヶ月利用した従業員の1ヶ月以上の雇用を満たした日の翌日から60日以内に助成金を申請する。ただし、申請時には引き続き当該従業員を雇用していること。

※ 短時間勤務制度…1日の所定労働時間が7時間以上の労働者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮している制度のこと。

要介護状態にある家族を介護することができる職場環境の創出を支援します。

⑤ 鯖江市介護短時間勤務等支援事業助成金

就業規則等で制度化されている介護短時間勤務（介護休業）制度に従業員に2週間以上利用させた事業主の方に助成金を交付します。

【対象】 鯖江市内に事業所を有する中小企業事業主（従業員が300人以下）

【給付要件】 就業規則により制度化している介護短時間勤務（介護休業）制度の利用を希望した従業員に、2週間以上制度を利用させること。

※ 介護のための短時間勤務等の措置から要介護状態にある家族を介護する従業員の短時間勤務等の措置（短時間制度、フレックスタイム制度、時差出勤、介護サービス費用の助成）

※ 要介護状態にある対象家族1人につき、介護休業と短時間勤務等の措置期間を合わせて通算93日まで

【助成金額】 1事業者あたり10万円（年度1回限り）

【申請時期】 当該従業員が短時間勤務（介護休業）制度を2週間利用した翌日（2週間経過後）から30日以内に助成金を申請する。ただし、申請時には引き続き当該従業員を雇用していること。

育児・介護休業者の生活安定と福祉の向上を支援します。

⑥ 鯖江市育児・介護休業生活資金利子補給制度

【対象】 福井県勤労者ライフプラン資金「育児・介護休業生活資金」の融資を受けた市内に住所を有する者

【助成金額】 融資を受けた日から5年間の支払い利子額を全額

【融資受付金融機関】 北陸労働金庫

【お問合せ先】



鯖江市産業環境部
商工観光課

☎ 0778-53-2229

☎ 0778-51-8153

✉ SC-Shoko@city.sabae.lg.jp